

豊岡市空家等対策計画の作成について(案)

計画作成の目的

適正な管理が行われていない空家が年々増加し、放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのものが多くあり、また衛生面、景観面、生活環境の保全を図るうえで、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。そのため、地域住民の身体、生命、財産を保護し、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の利活用を促進するため、このたび空家法第6条に基づき豊岡市空家等対策計画を作成するものです。

計画では、平成 28 年度に市で行った空家等実態調査を前提に、市内全域の公営住宅を除く空家等の件数及び分布状況を把握し、今後の計画的な適正管理、空家等の利活用等、空家等の総合的な対策を推進することを目的とします。

空家等対策計画に定めること

1. 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・対象地区 豊岡市全域
 - ・空家等の種類 空家等（特措法に定めるものと同じ）
2. 計画期間
 - ・平成 30 年から平成 34 年までの5年間
 - ・なお、社会情勢の変化などを踏まえ、適時見直します。
3. 空家等の調査に関する事項
 - ・調査実績は、平成 28 年度に市が実施した空家等実態調査を基本とします。
4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - ・適切な管理は、第一義的に所有者等に責任があることを明記。
 - ・所有者等への情報提供（チラシ、パンフレットの送付、市広報紙・ホームページでの啓発等）
 - ・法第 12 条に基づく、適正管理・改善依頼の通知

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - ・市の移住定住促進事業の活用
 - ・市の移住定住促進ポータルサイト「飛んでるローカル豊岡」の活用 等

6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
 - ・特措法に基づく措置の方針、実施

7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - ・市及び関係機関における相談体制の窓口整備

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・豊岡市空家等対策協議会の設置
 - ・老朽危険空家対策庁内検討会の活用（市役所関係部署による情報交換、情報共有等）
 - ・関係機関との連携

9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・計画の評価、分析の実施（PDCA サイクル）
 - ・特定空家等に該当するかどうかの判断基準の設定